

第二編 申請手続き要領

§ 1 開発行為許可申請書の作成要領

この法律による開発許可制度に関する制限は、開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）について適用されます。

開発許可の対象となる開発行為は、特定のものを除き市街化区域では、その規模が 1,000 m²以上のもの、市街化調整区域では法第 34 条各号のいずれかに該当するもの、準都市計画区域又は区域区分の定められていない都市計画区域内ではその規模が 3,000 m²以上のもの及び都市計画区域外ではその規模が 10,000 m²以上のものです。

第 1 許可申請及び添付書類の作成要領

開発行為の許可を受けるには、申請書、計画図面その他所定の書類を作成して申請しなければなりません。書類、図面等の作成には、都市計画法、同法施行規則、大分市都市計画法施行細則によるほか以下の要領で作成してください。

注（１）利用目的、法第 34 条適用条項によって申請書類の内容が異なる場合があるので注意してください。

（２）※印を付した書類は、

}	自己居住又は業務用（小規模）の建築物の建築	} のための
	第一種特定工作物（小規模）の建設	
	第二種特定工作物（小規模）の建設	

開発行為の場合は不要です。ただし開発区域の面積が 1ha 以上のものは必要（自己居住用のものは除く）です。

（３）書類は、別添様式に未記入箇所がないようにしてください。

1 開発行為許可申請書（規則別記様式第 2 若しくは第 2 の 2）

必要記載事項のうえ、以下に定める必要書類、図面を添付して、正副各 1 部を大分市開発指導室に提出してください。

2 他法令の許認可の写し

急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、砂防河川、自然公園、保安林、指定文化財、農地転用、公道占用等

3 公共施設の管理者の同意書（細則様式第 1 号）

- （１）設計説明書の付表との関係を注意してください。
- （２）相手は、市、県、国、改良区等です。

4 開発行為施行同意書（細則様式第 5 号）

同意書の印鑑証明書を添付してください。

5 公共施設の管理予定者との協議（細則様式第 2 号）

- （１）3 の（１）と同じ
- （２）相手は市、県、国、改良区等ですが 20ha 以上の場合には、義務教育施設、水道施設、電気、ガス、鉄道の管理者等との協議が必要ですので注意してください。（自己の業務用の特定工作物を除く。）
なお、自己用以外の建築物又は自己用外の特定工作物の建築又は建設のため開発行為については消防局長との協議を行うこと。

6 設計者の資格に関する調書（細則様式第 6 号）

最終学歴証明書、資格免許証等の写し（開発区域の面積が 1ha 以上のときのみ。）

7 ※申請者の資金計画書（規則別記様式第三）

工事費のうち、整地工事費は、伐開、暗渠排水、切土盛土、敷地の整形、張芝、擁壁等について

算定すること。

道路工事費は、路盤、道路側溝、砂利敷、舗装等について算定すること。

排水工事費は、公共の用に供する排水施設、敷地の排水溝及び遊水池の築造費等について算定すること。終末処理施設については別途計上すること。

公園施設工事費は、公園内の植樹、遊戯施設について算定すること。

附帯工事費は、仮設工事費、道路復旧費等工事に関連して必要について算定すること。

8 ※申請者の資力、信用に関する申告書（細則様式第7号）

法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名、性別、生年月日及び住所を証する書類）、役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれに類するものであって氏名、性別、生年月日及び住所を証する書類、事業経歴書、納税証明書、暴力団等に該当しない旨の誓約書等を添付してください。

9 ※工事施行者の能力に関する申告書（細則様式第8号）

法人の登記事項証明書、建設業許可証の写し、事業経歴書、納税証明書、暴力団等に該当しない旨の誓約書等を添付してください。

10 開発行為施行隣接土地所有者との境界の確認の報告書（別記様式第3号）

11 既存の権利の届出受理書（細則様式第12号）

法第34条第13号の届出を行ったものに限ります。

12 土地登記事項証明書

開発区域内のすべての土地の登記事項証明書を添付してください。

13 地籍図（字図）

（1）開発区域の周囲（隣接地の地番、所有者名を明示したもの）を含みます。

（2）所有者の住所及び氏名、地目並びに地積を記入すること。

14 工事工程表

（1）工期が6ヵ月以上のものについては、ネットワーク手法によるものが望ましい。

（2）工期が1年以上のものについては、開発区域を各年毎に分割して作成すること。

15 開発区域の現況写真

開発区域を朱書すること。

カラーを原則とし撮影の方向、月日を記入すること。

16 設計説明書（細則様式第4号）

自己の居住用の場合は不要です。

付表1～3も作成してください。

17 設計図

18 農地転用許可及び開発許可連絡表

19 法第34条各号証明書類

法第34条各号のいずれかに該当する場合は、該当する内容を証明又は説明する書類を添付してください。

20 水利権利者等の同意書

下水を放流する水路の水利権利者等の同意書（管理者が要求した場合は、その写でよい。）

21 開発審査会資料

法第34条第14号に該当する場合には、許可申請後、開発審査会に提出する資料を作成していただきます。

資料は係員の指示によって作成してください。

第2 その他の申請・届出等

1 工事着手届（細則様式第9号）

開発行為に着手したときは、遅滞なく工事着手届を大分市開発指導室に提出してください。

届出には、工事監理者の資格証の写し及び工事略歴書、現場に設置した許可標識の写真（看板全景と標示内容の接写）を添付してください。

2 開発行為の変更許可申請（細則様式第10号）

開発行為の変更を行う場合は許可を要します。

図 書 名 称	区域変更はなく 設計変更のみ	区 域 が 増 加 し		区域の縮小に 伴い設計変更を 行うとき
		設 計 変 更 を 行 う 場 合	土 地 の 編 入 に 起 因 する 設 計 変 更	
開発行為変更許可 申 請 書	必 要	必 要	必 要	必 要
設 計 説 明 書	必 要	必 要	必 要	必 要
公共施設の管理 者に関する書類	必 要	必 要	必 要	必 要
32条の同意書及 び協議経過書	必 要	必 要	必 要	必 要
資 金 計 画 書	必 要	必 要	必 要	必要なし
権利者の同意書	必要なし	増加した 土地のみ必要	増加した 土地のみ必要	必要なし
登記事項証明書	必要なし	増加した 土地のみ必要	増加した 土地のみ必要	必要なし
地 籍 図	必要なし	増加した 土地のみ必要	増加した 土地のみ必要	必要なし

注1 設計説明書は新旧と分けてください。

2 設計図面の変更後は朱線で描き新旧が対照できるように作成してください。

3 その他の変更の場合は変更に係る事項のみを申請し、許可を受けてください。

3 工事完了届（規則別記様式第四）

工事が完了（工区に分けた場合は、工区毎）した場合は、工事完了届出書と共に下記に示す書類を大分市開発指導室に提出して完了検査を受けてください。

検査の結果、開発許可の内容に適合している場合は、検査済証を交付します。

- ア 付近見取図
- イ 土地利用計画平面図
- ウ 造成計画平面図
- エ 擁壁展開図
- オ 給排水計画平面図
- カ 確定丈量図
- キ 境界点の写真（遠景・接写）
- ク 工事写真（着工前・完成の写真は対比する）
- ケ 他法令に係る完了届
- コ 新たに設置される公共施設（道路、上下水道、消防、清掃等）管理者の検査済証
- サ 工事管理書類一式
- シ その他（着工時に検査員と協議）
 - ・地耐力試験データ（平板載荷試験）

- ・盛土部の試験データ（現場密度試験）

4 公共施設工事完了届（規則別記様式第五）

公共施設の工事が完了した場合に各公共施設管理者に提出して完了検査を受けてください。検査の結果、開発許可の内容に適合している場合は検査済証を交付します。

5 開発行為の廃止届（規則別記様式第八）

許可を受けた開発行為を廃止する場合は廃止の届出をしてください。

届出には、廃止した時点における現況図及び廃止に伴いそこなわれた公共施設の回復計画及び災害防止計画を示す図書を添付してください。

6 地位の承継届出書（細則様式第 18 号）

法第 44 条に基づく地位を承継したものは届出してください。

届出には承継の原因を証する書面を添付してください。

7 地位の承継の承認申請書（細則様式第 19 号）

法第 45 条に基づく地位を承継しようとする者は、承継承認の申請をしてください。

申請には承継の原因を証する書面等、次のような書類が必要となります。

書類の名称	添付書類	備考
開発許可に基づく地位の承継の承認申請書 （細則様式第19号）	<ul style="list-style-type: none"> ・被承継人の承諾書 ・承継人の誓約書 ・その他権限を取得したことを証する書面 	<ul style="list-style-type: none"> ・委任状 ・印鑑登録証明書
資金計画書 （省令別記様式第三）	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画 ・年度別資金計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・財源が自己資金による場合は預金残高証明書。借入金の場合は借入先の資金融資証明書を添付
申請者の資力、信用に関する申告書 （細則様式第7号）	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記事項証明書あるいは戸籍謄本 ・納税証明書 ・印鑑登録証明書 <p>§1第1の8を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書は原則として前年度
開発行為施行同意書 （細則様式第5号）	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域内の権利者一覧表 ・印鑑登録証明書 ・土地又は建物の登記事項証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・施行の妨げとなる者の同意 ・国有水路等に関する同意書 ・農業用水路等の管理権を有する水利組合等の同意書 ・私道、私排水施設所有者等関係者の同意
公図の写し		<ul style="list-style-type: none"> ・申請範囲を明示すること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図、付近見取図 ・土地利用計画図 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可通知書と同一のもの

8 法第 34 条各号に関する申請に必要な書類

法第 34 条各号に基づく許可を受けようとする者は、第二編 §1 第 1 の書類と併せて、各号の基準を満たすことが分かる書類を添付してください。

法第 34 条各号に関する申請に必要な事項

各号	内 容	必 要 な 事 項	備考
第 1 号	公 共 施 設 等 日用品・店舗等	ア 施設証明書等 イ 販売、加工、修理等の業務の内容 （商品名、作業内容規模等） ウ 地元自治会からの要望等 エ 既存集落要件資料	
第 2 号	資 源 の 活 用	ア 資源の埋蔵、分布等の状況を示す図面 イ 利用目的、利用方法、利用対象、規模等 ウ 施設の配置図	S=1/2500 1/300
第 4 号	農 林 漁 業 用 施 設	ア 利用目的、利用方法、利用対象、規模等 イ 生産地との関係、取扱量	
第 6 号	中 小 企 業 団 地	ア 全体（事業）計画図 イ 事業の概要を説明する書類	S=1/500
第 7 号	関 連 工 場	ア 既存工場に関する調書 業種、業態、工程原料、製品名 イ 申請工場に関する調書 業種、業態、工程原料、製品名 ウ 両工場の作業工程における関連 エ 両工場間の取引高及び全体との比率 オ 原材料、製品等に関する輸送計画 カ 地場産業については周辺同種工場の分布の状況図	
第 8 号	危 険 物 の 貯 蔵	ア 火薬類取締法第 12 条の認可証書の写し イ 利用目的、利用方法、利用対象、規模等	
第 9 号	沿 道 サ ー ビ ス 施 設	ア 利用目的、利用方法、利用対象、規模等 イ 交通量等を確認できる資料	
第 13 号	既 存 権 利 者	ア 既得権を有していたことを証明する書類（区域決定前 に）登記事項証明書、所有権以外の権利を有していた ことを証する書類、農地転用許可証等 イ 申請者の職業（法人にあっては業務の内容）に関する 書類……自己の居住用の場合は除く。	

第 3 工事中の注意事項

工事中は現場責任者を常駐させ、災害防止に努めるほか、次のことに注意してください。

- 1 開発行為許可標識（細則様式第 14 号）の設置及び維持管理
- 2 許可にかかる図書の現地での常備
- 3 工事の施行状況報告（細則様式第 23 号）

開発主は、許可工事の擁壁、排水施設の構造物又は切盛土が次の各号に掲げる工程に至ったときは、それぞれ当該各号に定める事項に係る状況を明らかにした資料に当該各号に掲げる写真を添付して大分市長に報告してください。

- (1) 切盛をする土地の旧地盤面のすべり防止工事及び防災措置等の仮設構造物が完了したとき

- 工事中及び完了の写真
- (2) 構造物の基礎工事が完了したとき
床掘寸法、基礎の形状及び寸法等を判明できる写真
 - (3) 構造物が完了したとき
埋戻等により工事が完了したあとでは確認しがたい背面部の形状及び寸法を判明できる写真並びに配筋等の写真
- 4 開発主は、開発行為について災害が発生し、他に危害を及ぼすおそれが生じたときは、直ちに必要措置をとるとともに、その旨を書面で大分市長に報告しなければなりません。
なお、この報告を怠ると検査時に開発主等の負担で破壊検査を行うことがありますので十分留意してください。

第4 他の法律との関係

1 宅地造成及び特定盛土等規制法

施行区域が宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域であっても、宅地造成の許可は必要ありませんが、技術基準は満足させる必要があります。また、盛土規制法に基づく中間検査や定期報告などの手続きが必要になる場合があります（大分市盛土規制法に関する許可制度運用基準を参照）。

2 建築基準法

都市計画法第33条第1項第2号の規定に基づいて設置された道路は、あらかじめ建築基準法に基づく道路の位置指定を受ける必要はありません。なお、開発行為の完了の公告があるまでは原則として建築工事に着手することはできません。完了前に着工するときは法第37条の大分市長の承認が必要です。

3 農地法

市街化区域における農地転用の届出には開発許可証の写し（又は開発登録簿の写し）を添付する必要があります。

市街化調整区域又は都市計画区域外については、農地法による農地転用許可申請と同時に行ってください。

なお、開発許可並びに農地転用許可の交付日は、同日としています。

4 森林法

開発区域の中に森林法に基づく地域森林計画の対象民有林（公有林を含む。）の土地が1ha以上含まれるときは、森林法による開発許可を受けなければなりません。

5 その他の法律との関係

道路法、河川法、自然公園法、砂防法、大分市景観条例などその他開発行為に関係する他法令については、本法の許可申請とは別に関係部署と協議を行い、許認可申請等を行ってください。

第5 その他

- 1 申請書類は指定の用紙があります。
- 2 事前に大分市開発指導室にご相談ください。
- 3 開発行為の完了公告があった後は、公共施設の帰属に関する協議に基づいて登記手続き等、土地の帰属に関する事務手続きを速やかに行ってください。
- 4 盛土規制法によるみなし許可の場合、盛土規制法による標識の掲示、定期報告、中間検査も対象となります（大分市盛土規制法に関する許可制度運用基準を参照）。

§ 2 建築行為等の申請書の作成要領

第1 開発許可を受けた土地で工事完了の公告をする前に建築又は建設をしようとする場合

(法第37条第1号)

次の図書を作成して承認申請をしてください。

- 1 建築等着工承認申請書（細則様式第15号）
- 2 理由書及び工程表
- 3 許可通知書の写し
- 4 土地利用計画図（開発許可の土地利用計画図を準用する。）
当該建築物等の位置を記入すること。
- 5 建築物等の平面図、立面図、断面図
- 6 開発区域の工事状況及び建築又は建設工事との関係を示す図面
造成計画断面図に記入すること。
- 7 その他必要と認める書類

第2 開発許可を受けた区域内で工事完了公告後に予定建築物等以外の建築物等の新築若しくは新設又は予定建築物等以外の建築物等への用途変更（改築による用途変更を含む。）をしようとする場合（法第42条第1項）

次の書類を作成して許可の申請をしてください。

- 1 予定建築物等の変更許可申請書（細則様式第17号）
- 2 理由書
- 3 許可通知書の写し
- 4 土地利用計画図（開発許可の土地利用計画図を準用する。）
当該建築物等の位置を記入すること。
- 5 建築物等の平面図、立面図、断面図
- 6 その他必要と認める書類

第3 市街化調整区域のうち開発許可を受けた区域以外の土地に建築等をしようとする場合

(法第43条)

次の図書を作成して許可の申請をしてください。

- 1 建築物又は特定工作物の新築、改築若しくは用途の変更又は新設の許可申請書
(規則別記様式第九)
- 2 土地利用に関する権利を有していることを証する書類
(例) 土地の登記事項証明書、農地転用許可書の写し等
- 3 土地利用計画図（当該建築物の位置を記入）
- 4 附近見取図
- 5 敷地現況図及び現況写真
- 6 建築物又は特定工作物の平面図、立面図、断面図
- 7 その他必要と認める書類

第4 建築主事などへ行う確認申請の際に都市計画法に適合することを証する書面の添付を求められた場合（規則第60条）

書面の請求申請は、大分市開発指導室へ行ってください。この場合における添付書類などは、証明の内容によって異なりますので、詳しくは大分市開発指導室で相談してください。また、証明手数料（一件につき300円）が必要です。

§ 3 開発許可申請図書及び設計図書

1 開発許可申請図書

許可申請を作成する際は、次表に掲げる書類を添付してください。

- 注 A 自己の居住用又は業務用の建築物、第一種特定工作物又は第二種特定工作物を建築又は建設する目的で行う開発行為の添付書類
 B 自己の業務外の第二種特定工作物を建設する目的で行う開発行為の添付書類
 C A・B以外の実業行為の添付書類

添付 順序	書類の名称	様式	摘要	A	B	C
1	開発行為許可申請書	規則 別記様式第二	※印欄以外はもれなく記入のこと	○	○	○
2	他法令の許認可の写し		急傾斜地、地すべり防止等指定区域、砂防河川、自然公園、保安林、指定文化財、農地の転用、公溝道占用、土地取引、特定開発行為等	○	○	○
3	公共施設等の管理者の同意書	細則 様式第2号	国、県、市等	○	○	○
4	開発行為施行同意書	細則 様式第5号	開発区域内の土地所有者等の同意書及び印鑑証明書	○	○	○
5	公共施設の管理予定者との協議経過書	細則 様式第3号	新たに設置される公共施設の管理者（国、県、市等） なお自己用以外の実業行為にあつては消防局長との協議を行うこと	○	○	○
			義務教育施設（Bは不要）、水道施設の管理者（開発区域の面積が20ha以上であるとき）	—	○	○
6	設計者の資格に関する調書	細則 様式第6号	ガス施設の管理者、九州電力、JR等（開発区域の面積が40ha以上であるとき）	—	—	○
			最終学歴、証明書、資格免許等の写し（開発区域の面積が1ha以上であるとき）	○	○	○
7	申請者の資金計画書	規則 別記様式第三	(1)収支計画書 (2)年度別資金計画	①	○	○
8	申請者の資力、信用に関する申告書	細則 様式第7号	(1)法人税又は所得税の納税証明書及び事業税の納税証明書 (2)法人の登記事項証明書（個人申請の場合は住民票の写し又は個人番号カード表面の写し等） (3)役員の住民票の写し又は個人番号カード表面の写し等 (4)法人の事業経歴書 (5)預金残高証明又は貸付証明 §1第1の8を参照	①	○	○
9	誓約書	別記 様式第1号		○	○	○

※ ①開発区域の面積が1ha以上であるとき必要

②自己の居住用の場合は不要

添付 順序	書類の名称	様式	摘要	A	B	C
10	宅地建物取引に関する申告書	別記 様式第2号	免許証の写しを添付	—	○	○
11	工事施行者の能力に関する申告書	細則 様式第8号	(1)法人税又は所得税及び事業税の納税証明書 (2)法人の登記事項証明書 (個人の場合は履歴書) (3)建設業登録 §1第1の9を参照	①	○	○
12	開発行為の施行に伴う隣接土地所有者との境界確認報告書	別記 様式第3号	土地所有者名及び立会年月日を記入	○	○	○
13	既存の権利の届出証明書	細則 様式第13号	法第34条第13号の届出を行った者	○	○	—
14	土地登記事項証明書		直近3ヶ月以内のもの	○	○	○
15	地籍図(字図)		(1)開発区域の周囲(隣接地の地番・所有者名を明示したもの)を含む (2)所有者名、住所、地番、地目、地積を記入すること	○	○	○
16	工事工程表		(1)工期が6ヶ月以上のものについてはネットワーク手法によるものが望ましい (2)工期が1年以上のものについては開発区域を年ごとに分割して作成すること	○	○	○
17	開発区域の現況写真		(1)直近3ヶ月以内のもの (2)境界を朱書き (3)撮影日、撮影地点・方向を記入	○	○	○
18	設計説明書	細則 様式第4号		②	○	○
19	排水計算書		開発区域外からの流入も考慮	○	○	○
20	擁壁の構造計算書		(1)擁壁(地上高1m以上) (2)擁壁で二次製品を使用する場合は大臣認定証の写し及び認証証明書の写し	○	○	○
21	安定計算書		(1)又は(2)に該当する盛土の安定計算書 (1)溪流等における盛土(盛土規制法政令第7条第2項第2号) (2)崖面・地盤(盛土規制法政令第8条第1項第1号ロ)	○	○	○
22	設計図書		次項 設計図書の作成を参照	○	○	○
23	許可後の注意事項	別記 様式第4号		○	○	○

※ ①開発区域の面積が1ha以上であるとき必要
②自己の居住用の場合は不要

2 開発許可申請の設計図書
(設計図書の作成)

図面の種類	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	備 考
開発区域の位置図 付近見取図	1/25,000 1/2,500 以上	1 方位 2 道路及び目標となる地物 3 集水区域 4 流未処理河川等	
現 況 図	1/500 以上	1 方位 2 開発区域の境界線 (朱書) 3 建物、施設、地物 4 地形 5 B・Mの位置及び高さ 6 開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設	・等高線は、標高差 2m とする
土 地 利 用 計 画 図	1/500 以上	1 方 位 2 開発区域の境界線 (朱書) 3 B・Mの位置及び高さ 4 公共施設の位置、形状、面積及び種類 5 予定建築物等の敷地の形状、面積 6 敷地に係る予定建築物等の用途 7 公益施設の位置及び種類 8 消火栓の位置 9 緩衝帯の位置及び形状 10 放流先の位置、名称及び管理者名	
造成計画 平面図	1/500 以上	1 方 位 2 開発区域の境界線 (朱書) 3 切土又は盛土をする土地の部分 4 崖、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置及び寸法 5 道路の位置、形状、幅員、勾配 6 切土又は盛土をする土地の部分で表土・復元等の措置を講ずる部分	・等高線は、標高差 2m とする ・切土又は盛土をする土地の部分は色分けすること ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること
造成計画 縦断面図	1/100 ～1/200 以上	1 切土又は盛土をする前後の地盤面 2 測点、単距離、追加距離 3 地盤高 (破線)、計画高 (太実線) 4 切土盛土の高さ 5 DL線 (基準線)	・高低差の著しい箇所について作成すること ・測点間距離は 20m を標準とし、高低差の著しい箇所は追加すること ・盛土または切土をする土地の部分は色分けすること ・盛土材の土質を明示すること
造成計画 横断面図	1/100 ～1/200 以上	1 切土又は盛土をする前後の地盤面 2 測点番号、盛土 (+)、切土 (-) 3 縦断線の位置 4 地盤高 (破線)、計画高 (太実線) 5 DL線 (基準線) 6 土羽勾配及び構造物の寸法 7 測点間距離	・高低差の著しい箇所について作成すること ・計画高と造成高が異なる場合は造成高も別途明示すること ・盛土材の土質を明示すること

図面の種類	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	備 考
崖の断面図	1/50 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 崖の高さ、勾配および土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） 2 切土又は盛土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法 3 法面の小段の位置、大きさ、排水方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁で覆われる崖面については土質に関する事項は示すことを要しない
擁壁の断面図	1/50 以上	<p>A) 練石積擁壁</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 擁壁、法勾配及び高さ 2 石材寸法 3 裏込めコンクリートの品質及び寸法（天端、地盤面、基礎位置） 4 透水層の位置及び寸法 5 擁壁を設置する前後の地盤状況及び土質 6 水抜穴の位置、材料及び内径 7 天端盛土、土羽勾配の高さ 8 基礎地質の土質 9 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 <p>B) 鉄筋コンクリート擁壁</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 擁壁の寸法及び勾配（正面図、断面図等） 2 使用コンクリートの品質 3 鉄筋寸法及びかぶり寸法（配筋図） 4 施工目地及び伸縮目地の位置、構造及び寸法（展開図） 5 基礎構造の種別及び寸法 6 透水層の位置、構造及び寸法 7 擁壁を設置する前後の地盤面及び土質（天端上部が土羽構造の場合はその勾配及び寸法） 8 基礎地盤の土質 9 水抜穴の構造、品質及び内径 10 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 <p>C) 無筋コンクリート造擁壁、その他の擁壁 A) 及びB) に準ずる</p>	
給排水施設計画平面図	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発区域の境界線（朱書） 2 給水施設の位置、形状、内法寸法及び取水方法 3 消火栓の位置並びに防火用水の位置及び容積 4 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び延長 5 放流先の位置及び放流先の名称 6 集水区域界 7 集水区域内の集水状況を示す流向 8 集水系統ブロック別の色分け 	<ul style="list-style-type: none"> ・排水の放流については、末端（公共施設）までを明示すること (例) (敷地内) →（途中施設） →（公共施設名）
排水施設構造図	1/30 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 基礎の構造、材料及び寸法 2 コンクリートの品質 3 市販品名の規格及び寸法 4 側溝、溜桝、マンホール等の構造物の形状及び寸法 5 その他使用材料の品名及び品質 	

図面の種類	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	備 考
開発区域内 における建 築物及び特 定工作物の 設 計 図	1/100	A) 配置図 1 方 位 2 敷地の境界線 3 敷地内における建築物等の位置 4 擁壁の位置 5 し尿浄化槽の位置 6 敷地の接する道路の位置及び幅員	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画施設内又は風致地区内に建築等をする場合 ・市街化調整区域内に建築等をする場合（分譲地を除く） 以上の場合に建築物等の設計図を添付すること
	1/100	B) 各階平面図 1 方 位 2 間 取 3 各室の用途	
	1/50 ～	C) 立面図 1 開口部の位置	
	1/30	D) 断面図 1 床の高さ 2 各階の天井の高さ 3 軒及びひさしの出 4 軒の高さ及び建築物等の高さ	
排水処理施設 の設計図		汚水処理施設の形状、構造	
防 災 工 事 計 画 書		防災施設状況（土留柵、擁壁、えん堤、仮排水路等の位置及び寸法）	
丈 量 図	1/600 以上	切土又は盛土をする土地の面積の測量結果	